
第11次 高島市交通安全計画

令和3年12月

高島市交通安全対策会議

ま え が き

第10次高島市交通安全計画においては、令和2年までに「年間の交通事故死亡者数をゼロにすること」と「年間の交通事故発生件数を50件以下にすること」を目標に掲げて取り組んできました。

取組みの結果、令和2年には交通事故死亡者数はゼロと目標を達成することができましたが、交通事故発生件数は78件と目標達成には至りませんでした。

第11次高島市交通安全計画においては、引き続き人命尊重の理念のもと、陸上交通に関わる市民の安全と安心を確保し、交通事故そのものの減少、究極的には交通事故のない高島市を目指します。

また、令和2年の高齢者事故件数の割合(47.4%)が県内ワースト1となる中、令和3年度4月の人口が46,011人と、5年前に比べ2,787人(5.7%)減少しており、65歳以上の人口が占める割合が36.5%で、滋賀県全体の26.2%を大幅に上回るなど超高齢化が顕著になっています。

こうしたことから、交通安全対策を進める上で、重点的に取り組む事項を次のとおりとします。

- ① 高齢者および子どもの安全確保
- ② 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進

交通事故のない高島市の実現のため、市民一人ひとりの交通安全に対する意識改革を図り、市はもとより国、県、交通安全関係機関・団体がより一層連携を強化し、市民とともに積極的に推進します。

この交通安全計画は、このような観点から、令和3年度から令和7年度までの5年間に講じるべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めるものです。

目 次

1 基本理念	1
第1章 道路交通の安全	3
第1節 道路交通事故のない高島市を目指して	4
1 道路交通事故の現状	4
2 高島市における交通事故の特徴	5
第2節 交通安全計画の目標	7
1 道路交通事故の見通し	7
2 第11次高島市交通安全計画における目標(令和7年度までに)	7
第3節 道路交通の安全についての対策	8
1 今後の道路交通安全対策を考える視点	8
(1) 高齢者および子どもの安全確保	8
(2) 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上	8
(3) 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保	9
(4) 地域が一体となった交通安全対策の推進	9
2 道路交通に関する安全施策	10
(1) 道路交通環境の整備	10
ア 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な 歩行空間の整備	10
イ 幹線道路における交通安全対策の推進	11
ウ 交通安全施設等整備事業の推進	11
エ 交通規制の推進	12
オ 自転車利用の安全対策	12
カ 交通需要マネジメントの推進	12
キ 災害に備えた道路交通環境の整備	13
ク 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	13
(2) 交通安全思想の普及徹底	15
ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	15
イ 交通安全教育の推進	17
ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進	17

エ	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	21
オ	市民の参加・協働の推進	21
(3)	道路交通秩序の維持	22
	交通の指導取締りの強化等	22
(4)	救助・救急活動の充実	23
	救助・救急体制の整備	23
(5)	被害者支援の推進	24
ア	交通事故相談活動の推進	24
イ	交通事故被害者の支援	24
ウ	自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底	24
第2章 鉄道交通の安全		25
第1節 鉄道交通の安全についての対策		25
鉄道交通に関する救助・救急活動の充実		25

基本理念等

～ 「交通事故のない高島市を目指して」 ～

1 基本理念

交通安全計画は、人優先の交通安全思想の下、10次・50年にわたる取組を行ってきたところです。

しかし、依然として新たな交通事故被害者等（交通事故の被害者およびその家族または遺族。以下同じ。）となる方が後を絶ちません。高齢化の進展への適切な対処、交通弱者の安全の確保等の様々な取組が必要とされる中、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められています。

そこで、人命尊重の理念に基づき、悲惨な交通事故による死者数の減少対策に取り組むことはもちろんのこと、事故そのものの減少への取り組み、究極的には交通事故のない高島市を目指します。

2 計画期間

第11次計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の考え方

交通事故のない社会は、一朝一夕に実現できるものではありませんが、悲惨な交通事故の防止に向け、今、新たな一步を踏み出さなければなりません。本計画を実現するため講じる施策は、次のような考え方で進めます。

（1）人優先の交通安全思想

高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本として施策を推進します。

（2）交通社会を構成する三要素

①交通社会を構成する人間、②車両等の交通機関、③それらが活動する場としての交通環境という三つの要素について、それら相互関連を考慮しながら施策を推進します。

ア 人間に係る安全対策

運転する人間の知識・技能向上、交通安全意識の徹底および歩行者等の交通安全意識の徹底、指導の強化等を図ります。

また、交通事故の被害者等の声を直接聞く機会を増やす等して、市民一人ひとりが自ら安全で安心な交通社会を構築していこうとする前向きな意識を持つことが重要であることから、交通安全に関する教育、普及啓発活動を充実させます。

イ 交通機関に係る安全対策

ヒューマンエラーは起こるものとの前提の下、必要な検査等呼びかけ、それらのエラーが事故に結びつかないように新技術の活用を推進するとともに、車両本体の構造、設備、装置等の安全性を高める取り組みに協力します。

ウ 交通環境に係る安全対策

人優先の考えの下、適切に機能分担された道路網の整備、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、交通に関する情報提供の充実、交通安全施設の老朽化対策等の適正管理を図ります。

(3) 救助・救急活動および被害者支援の充実

交通事故が発生した場合に負傷者の救命を優先し、被害を最小限に抑えるため、迅速な救助・救急活動の充実を図るとともに、関係機関が推進する交通事故被害者等に対する支援の取り組みに協力します。

(4) 参加・協働型の交通安全活動の推進

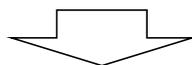
市民の主体的な交通安全活動を積極的に促進するため、市民が参加できる仕組みづくり等に取り組み、参加・協働型の交通安全活動を推進します。

第1章 道路交通の安全

道路交通の安全に関する施策の体系図

1. 基本理念

人命尊重の理念に基づき、究極的には、交通事故のない高島市を目指す。



2. 道路交通の安全についての目標

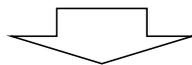
- ① 年間の交通事故死亡者数を「0」にする。
- ② 年間の交通事故発生件数を「50件以下」にする。



3. 道路交通の安全についての対策

< 4つの視点 >

- ① 高齢者および子どもの安全確保
- ② 歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上
- ③ 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保
- ④ 地域が一体となった交通安全対策の推進



< 5つの柱 >

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 道路交通秩序の維持
- ④ 救助・救急活動の充実
- ⑤ 被害者支援の充実と推進

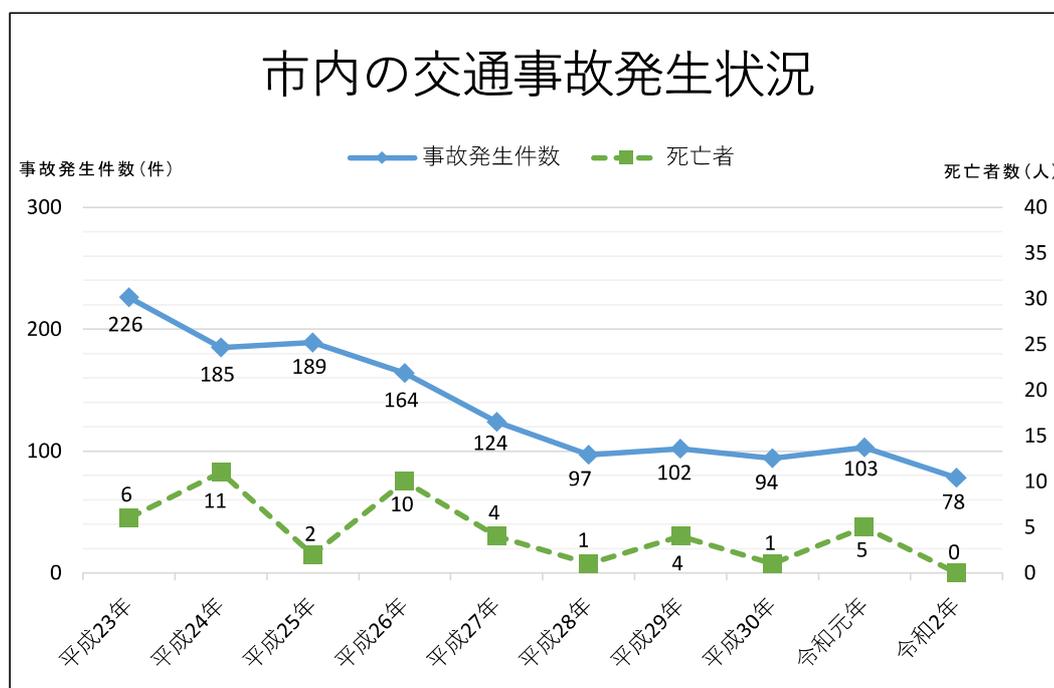
第 1 節 道路交通事故のない高島市を目指して

高齢化の進展への適切な対処や歩行者・自転車の安全確保など、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められている現状を踏まえ、人命尊重の理念に基づき、道路交通事故による死者数および事故そのものの減少についても積極的に取り組み、究極的には、道路交通事故のない安全・安心な高島市を目指します。

1 道路交通事故の現状

本市における平成 28 年から令和 2 年までの 5 年間の事故発生件数および交通事故死亡者は、第 10 次計画で目標としていた「交通事故死亡者数をゼロ」と「交通事故発生件数を 50 件以下」は、令和 2 年は交通事故死亡者数ゼロを達成できましたが、その他の年ではいずれも上回り、目標達成には至りませんでした。

今後も、いまだ多くの事故が発生している状況を踏まえ、究極の目標である「交通事故ゼロ高島」に向けて、これまで以上にきめ細かな交通安全対策を推進する必要があります。



2 高島市における交通事故の特徴

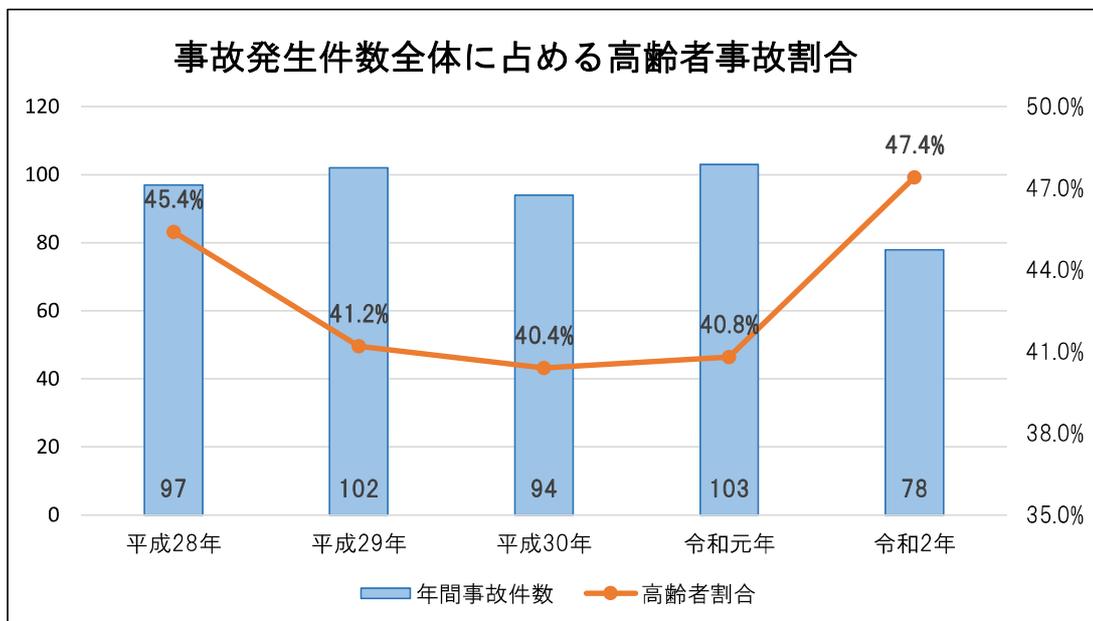
本市の交通事故は、「高齢者の事故」、「交差点の事故」、「幹線道路での事故」が多いという特徴があります。

(1) 「高齢者の事故」が多い

過去 5 年間の高齢者（65 歳以上）が関わる事故の割合が交通事故全体の 43.0%を占め、県下平均の 30.0%を大きく上回っています。

また、事故全体の件数は減少傾向にあります。高齢者の事故割合は高い割合で推移しています。

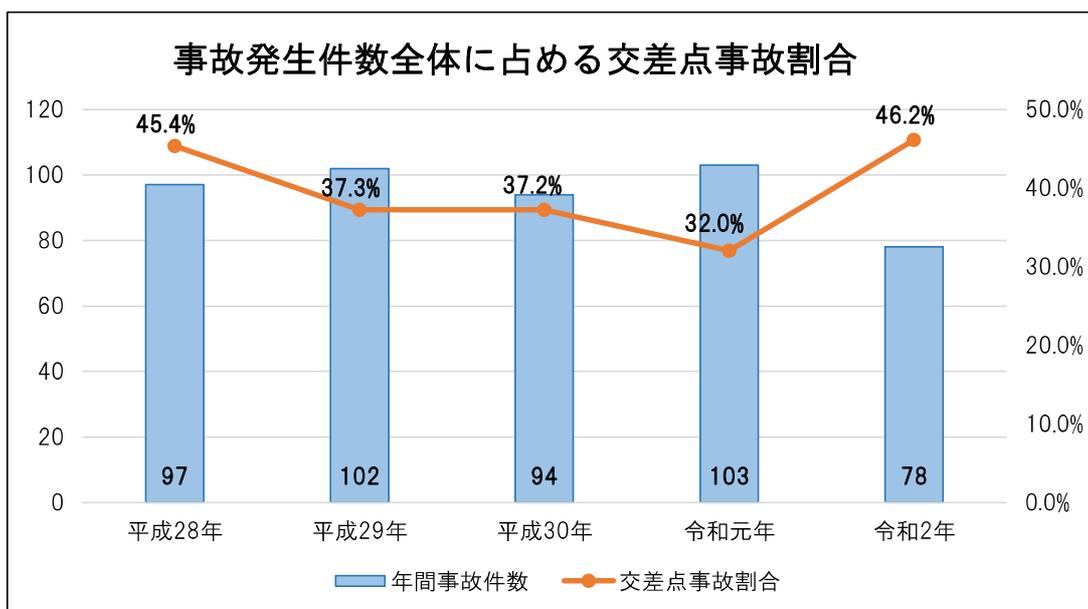
なお、平成 28 年から令和 2 年までの状況は次のとおりです。



(2) 「交差点の事故」が多い

過去5年間の交差点における交通事故数は、186件と交通事故全体の39.2%を占めており、高い割合で推移しています。

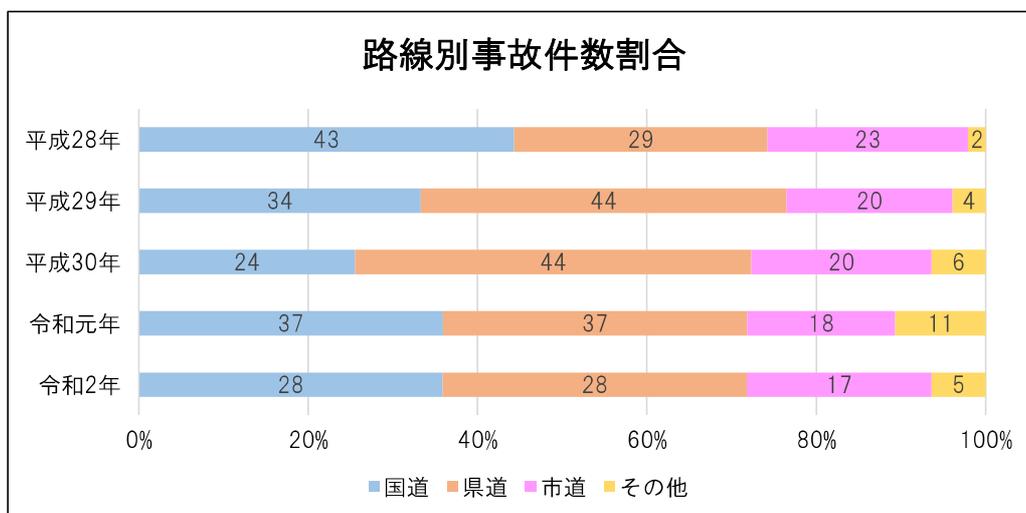
なお、平成28年から令和2年までの状況は次のとおりです。



(3) 「幹線道路での事故」が多い

国道161号、303号、367号といった主要国道が交通の要衝となっている本市では、発生する交通事故の約7割が国道および県道で発生しています。

なお、平成28年から令和2年までの状況は次のとおりです。



第 2 節 交通安全計画の目標

1 道路交通事故の見通し

高齢化が進む本市において、高齢ドライバーは、今後道路交通に大きな影響を与えるものと考えられます。

こうした状況の中、高齢者の車両運転中の事故の増加はもちろんのこと、歩行中・自転車乗車中の事故の増加も憂慮すべき事態となることが懸念されます。

2 第 11 次高島市交通安全計画における目標（令和 7 年までに）

「交通事故ゼロ高島」の実現を究極の目標とし、交通事故発生件数と事故による死傷者数の減少のため、次のとおり設定します。

- (1) 年間の交通事故死亡者数「^ぜ0」を目指します。
- (2) 年間の交通事故発生件数を「50 件以下」にすることを目指します。

(参考) 数値目標について

	第 10 次計画期間の実績 (平均値)	第 11 次計画期間 数値目標
交通事故死亡者数	2.5 人	0 人
交通事故発生件数	94.2 件	50 件以下

第 3 節 道路交通の安全についての対策

1 今後の道路交通安全対策を考える視点

目標に向けて、本節の 2（道路交通に関する安全施策）に掲げる交通安全対策を実施するにあたり、次の 4 点を重点に推進します。

（1）高齢者および子どもの安全確保

ア 高齢者の日常の移動手段や方法に応じた対策の推進

高齢者が歩行および自転車等を交通手段として利用する場合には、歩道の整備や生活道路の対策を図るとともに、高齢者の特性を踏まえた交通安全教育や見守り活動などを推進します。また、自動車を運転する場合の支援対策として、身体機能の変化等を補う技術の活用・普及を積極的に進めるとともに、運転免許返納後の、高齢者の移動を伴う日常生活を支えるための対策を進めます。

イ 子どもの移動経路における安全対策の推進

子どもの交通事故は減少してきていますが、次代を担う子どもの安全を確保する観点から、未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路や通学路等の子どもが移動する経路において、横断歩道の設置や歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。併せて、地域の交通情勢に応じた交通安全教育を推進します。

（2）歩行者および自転車の安全確保と遵法意識の向上

ア 歩行者の安全確保

運転者に対して、横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するほか、歩行者に対しては、横断歩道を渡ることや信号の順守など、歩行者が自らの安全を守るための行動を促すための交通安全教育等を推進します。

イ 自転車の安全利用

近年、自転車が加害者となる交通事故も多く発生していることから、ヘルメット着用の推奨、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対

策を推進します。

また、自転車利用者のルールやマナーに違反する行動が多いことから交通安全教育の充実等、自転車の安全利用の促進を図ります。

(3) 生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保

ア 生活に密着した身近な道路における安全確保

高齢者、障がい者および子どもを含むすべての歩行者や自転車が安全で安心して通行できる環境を確保するため、自動車の速度抑制を図るための道路交通環境整備などの対策を推進します。

イ 交差点における安全確保

様々な交通が輻輳する交差点は、交通事故発生リスクの高い危険箇所であることから、車両等の安全な通行および歩行者の安全を確保するため、歩行者等の安全確保のための防護柵の設置等交通安全施設の整備を進めるとともに、市民すべてが交差点通行時の安全行動を実践するよう交通安全教育や広報啓発活動を推進します。

(4) 地域が一体となった交通安全対策の推進

これまで以上に地域住民の交通安全対策への関心を高め、行政、関係団体、住民等の協働により地域に根ざした交通安全対策に取り組みます。

なお、交通ボランティアをはじめ、地域における交通安全活動を支える人材の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、誰もが交通安全対策について自らの問題として関心を高め、交通安全活動に積極的に参加するよう促進していきます。

2 道路交通に関する安全施策

(1) 道路交通環境の整備

ア 生活に密着した身近な道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(ア) 交通規制等による対策

生活に密着した身近な道路における歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等を実施する「ゾーン 30」を整備するなどの低速度規制や、道路標識・道路標示の高輝度化や信号灯器のLED化の整備等について関係機関に働きかけます。

(イ) 道路管理者による対策

歩道の整備等により、安心して移動できる歩行空間ネットワークを整備するとともに、ハンプ等車両速度を抑制する道路構造等の対応を実施し、また、国道においては関係機関に働きかけます。

(ウ) 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「高島市通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施するとともに、未就学児が日常的に集団で移動する経路の安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、警察、学校、教育委員会、保育園等の対象施設、道路管理者等の関係機関が連携し、ハード・ソフトの両面から必要な対策を推進します。

(エ) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」に基づき、重点整備地区に定められた駅の周辺地区等においては、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、誰もが歩きやすい幅の広い歩道の確保等を推進します。

また、安全で安心して活動できる社会の実現のため、駅、公共施設、福祉施設、病院等の周辺の歩行空間の確保を図るほか、整備について関係機関に働きかけます。

さらに、公共施設の位置や施設までの経路等を適切に案内できるよう、視覚障がい者誘導用ブロックや歩行者用の案内標識についても設置等の対策を関係機関に働きかけます。

イ 幹線道路における交通安全対策の推進

(ア) 事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所においては、道路標識の高輝度化等、歩道等の整備、交差点改良、防護柵、区画線等の整備、道路照明・視線誘導標等の設置等の対策を関係機関に働きかけます。

(イ) 重大事故の再発防止

重大な死亡事故等が発生した時は、関係機関が連携し、事故の再発防止に努めます。

(ウ) 道路の改築等による交通事故対策の推進

交通事故を防止し、安全かつ円滑・快適な交通を確保するため、交差点のコンパクト化等の道路改良事業を関係機関に働きかけます。

ウ 交通安全施設等整備事業の推進

警察および道路管理者が連携し、事故実態の調査・分析を行いつつ、次の方針に基づいて効果的かつ効率的に交通安全施設等整備事業を推進することにより、道路交通環境を改善し、交通事故の防止と交通の円滑化を図ります。

(ア) 安心安全な歩行空間の確保

バリアフリー法に定める生活関連経路を構成する道路において、信号機の整備や歩道の段差、勾配の改善等歩行空間のバリアフリー化および通学路における安全安心な歩行空間の確保を進めます。

(イ) 総合的な交通事故対策

生活に密着した身近な道路等において人優先の考えの下、「ゾーン 30」等の車両速度の抑制、通過交通の抑制・排除等の面的かつ総合的な交通事故対策を推進します。

エ 交通規制の推進

効果的な交通規制の推進

交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通実態、周辺的生活環境等を考慮しつつ、速度規制や駐車禁止規制等について交通実態にあった効果的な交通規制が実施されるように関係機関に働きかけます。

オ 自転車利用の安全対策

(ア) 自転車利用の安全対策

琵琶湖岸等の美しい景観を楽しみながら行えるサイクリング「ピワイチ」が、令和元年 11 月に国土交通省から「第 1 次ナショナルサイクルルート」として指定されたことでピワイチの知名度が大きく向上すると考えられます。国内外から利用者が増大することが予想されることから、自転車の安全対策を推進します。

また、自転車のルール・マナーの啓発活動として、自転車安全利用五則の周知、前照灯の早め点灯、反射材の取付け促進、乗車用ヘルメット着用の促進および自転車事故被害者救済に資するための各種保険制度の広報等を推進します。

(イ) 駐輪場の適切な維持管理

鉄道の駅周辺等における放置自転車等の問題解決のため、関係機関が協力し、効率的な自転車駐輪場の維持管理に努めます。

カ 交通需要マネジメント¹の推進

道路交通の安全と円滑化を図るため、道路の整備や交差点の改良等に加えて公共交通機関利用の促進を推進します。

公共交通機関の利用促進

高齢者等の安全な移動手段を確保するため、運行事業者によるノンステップバスへの更新について支援します。

¹ 交通需要マネジメント：自動車の利用方法を変えることで、交通渋滞の緩和や道路における交通量を調整する手法

あわせて鉄道・バス運行事業者による運行頻度、運行時間の見直しや乗り継ぎ時における待ち時間の短縮など、利用者の利便性の向上に向け、運行事業者に働きかけます。

キ 災害に備えた道路交通環境の整備

(ア) 災害に備えた道路の整備

地震、豪雨、豪雪等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図ります。

地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路交通を確保するため、日頃から道路や橋梁の維持補修に努めるとともに、関係機関に働きかけます。

また、豪雨等の異常気象時においても、安全で信頼性の高い道路網を確保するため、法面等の防災対策や地域の生命線となる道路の整備を推進します。

(イ) 災害発生時における交通規制

災害発生時には消火や救助活動、避難活動など、緊急輸送道路および避難路の確保が大きな課題となることから、道路や橋梁の被災状況等の情報を収集し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく交通規制が速やかに実施されるよう、連携強化に努めます。

ク 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(ア) 道路の使用および占用の適正化等

工作物の設置、工事等のための道路の使用および占用の許可にあたっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行います。

また、許可条件の履行、占用物件等の維持管理について指導します。

(イ) 不法占用物件の排除等

道路交通に支障を与える不法占用物件等については、実態を把握し、指導します。

さらに、道路上から不法占用物件等を一扫するため、不法占用等の防止を図るための啓発を推進します。

(ウ) 道路の掘り返しの規制等

道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

(エ) 道路法に基づく通行の禁止または制限

道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するため、道路の破損、欠壊または異常気象等により交通が危険であると認められる場合等には、道路法（昭和27年法律第180号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止または制限や重量等の最高限度を超える車両の指導取締りを関係機関に働きかけます。

(オ) 地域に応じた安全の確保

冬期の安全な道路交通を確保するため、積雪・凍結路面对策として適時適切な除雪や凍結防止剤散布を実施するとともに、関係機関に働きかけます。

(2) 交通安全思想の普及徹底

ア 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

(ア) 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを順守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的技能および知識を習得させることが目標です。

幼稚園・保育園および認定こども園では、家庭と関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動等を通じて交通安全教育を計画的かつ継続的に行うことが必要です。

関係機関・団体等は、幼児の心身の発達や交通状況等の地域の実情を踏まえた幅広い教材・教具・情報の提供等を行うことにより、幼稚園、保育園および認定こども園等で行われる交通安全教育の支援を行います。

(イ) 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者および自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路および交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識および能力を高めることが目標です。

関係機関・団体等は、小学校において行われる交通安全教育の支援を行うとともに、小学生に対する補完的な交通安全教育を推進します。

(ウ) 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりでなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることが目標です。

関係機関・団体等は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行い、中学生に対する補完的な交通安全教育の推進を図ります。

(工) 高校生等に対する交通安全教育の推進

高校生等に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者および自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールの順守等規範意識を確立し、さらに自他の生命を尊重するなど責任を持って行動することができるような健全な社会人を育成することが目標です。

関係機関・団体等は、高等学校等において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう高校生等に対する補完的な交通安全教育の推進にかかる情報の提供等の支援を行います。

(オ) 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、高島交通安全協会、高島安全運転管理者協会等の関係機関・団体と連携して、交通安全啓発を図ります。

(カ) 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、道路および交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的スキルおよび交通ルール等の知識を習得させることが目標です。

高齢者に対する交通安全教育を推進するため、関係機関・団体等は、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進します。

さらに、高齢ドライバーに対しては、関係機関・団体、自動車教習所等と連携して、個別に安全運転の指導を行う講習会等を開催し、高齢ドライバーの受講機会の拡大を図るとともに、自発的な受講の促進に努めます。

また、加齢に伴い運転技術に不安を感じる高齢者に対しては、家族や関係機関等の協力を得ながら免許の返納を促し、市内の団体等に対し、返納支援制度への協力を呼びかけます。

(キ) 障がい者に対する交通安全教育の推進

障がいのある方に対しては、障がいの程度に応じた交通安全教育を推進します。

また、特別支援学校等において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう、補完的な交通安全教育の推進にかかる情報の提供等の支援を行います。

(ク) 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、日本の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、交通安全に関する情報を提供します。

さらに、増加が見込まれる訪日外国人に対しても、外客誘致等に係る関係機関・団体と連携し、各種広報媒体を活用した広報啓発活動を推進します。

イ 交通安全教育の推進

効果的な交通安全教育の推進

交通安全教育を行うにあたっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能および知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用します。

交通安全教育を行う関係機関・団体等は、交通安全教育に関する情報を共有し、他の関係機関・団体等の求めに応じて交通安全教育に用いる資機材の貸与、講師の派遣および情報の提供等、相互の連携を図りながら交通安全教育を推進します。

また、受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保を図ります。

ウ 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(ア) 交通安全運動の推進（県民総ぐるみ運動）

市民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの順守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組みを推進するため「交通安全県民総ぐるみ運動」への参加を推進します。

また、“セーフティーたかしま”交通安全推進協議会の推進機関の構成団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開します。

交通安全運動の実施にあたっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広報誌やホームページ、防災行政無線などを活用して、広く市民に周知し、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。

また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体および交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進します。

(イ) 横断歩行者の安全確保（横断歩道利用者ファースト運動）

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育等を推進します。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図ります。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。

(ウ) 自転車の安全利用の推進

自転車乗用中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発を実施します。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、関係事業者の協力を得つつ、そうした意識の啓発を実施します。

また、夕暮れ時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図ります。

さらに、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解を促し、すべての年齢層の自転車利用者に対し、ヘルメットの着用を推進します。

(エ) 後部座席を含めたすべての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

シートベルトの着用効果および正しい着用方法についての理解促進を図るとともに、関係機関・団体等と協力の下、あらゆる機会・媒体を通じて後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底について啓発活動を展開します。

(オ) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの使用効果および正しい使用方法について、広報啓発に努めます。

(力) 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における歩行者および自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施を推進します。

反射材用品等の普及にあたっては、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品等の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能を有する製品についての情報提供に努めます。

(キ) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育および広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を推進するとともに、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を進め、「飲酒運転をしない、させない、許さない」という市民の規範意識の確立を図ります。

(ク) 交通マナーの向上

本市は、東西、南北に国道が通っているため、長距離運転の大型車両が多数往來し、一部車両においては、速度超過や無理な追い越しが見受けられます。

また、観光シーズンには急激に車両が増加し、交通渋滞が発生しています。

それらに起因する交通事故や交通障害の対策のためドライバーや一般観光客に対する交通ルールの順守と交通マナーの向上を啓発します。

(ケ) 交差点事故防止対策の推進

交差点での交通事故の多くは、信号無視や一時不停止、安全不確認等の基本ルール無視が原因であり、交通ルールを順守させ交通事故を防止するため、関係機関・団体等が連携し、街頭指導、啓発活動等を実施して、市民に「止まる、見る、待つ」の交差点通行時の基本の周知徹底を図ります。

(コ) 高齢者に優しい3S運動の推進

高齢者の安全を確保するため、運転者や自転車利用者に高齢者を発見した際の優しい運転（3S「See:見る」、「Slow: 減速する」、「Stop:止まる」）を呼びかけ、運転者自身の交通安全意識の高揚を図ります。

(サ) 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、広報誌、防災行政無線、インターネット等の広報媒体を活用して、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効の挙がる広報を行います。

- 家庭、学校、職場、地域等と一体となった広範なキャンペーンや、行政と民間が一体となった各種の広報媒体を通じての集中的なキャンペーン等を積極的に行うことにより、高齢者と子どもの交通事故防止、後部座席を含めたすべての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転や妨害運転等の悪質・危険な運転の根絶、違法駐車排除等を図ります。

- 交通安全に果たす家庭の役割は極めて大きいことから、家庭向け広報媒体の積極的な活用等により家庭に浸透するきめ細かな広報の充実に努めます。

- 民間団体の交通安全に関する広報活動を支援するため、交通安全に関する資料、情報等の提供を積極的に行うとともに、報道機関の理解と協力を求め、地域社会全体的気運の盛り上げを図ります。

(シ) その他の普及啓発活動の推進

- 夕暮れの間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主原因となる最高速度違反、飲酒運転等による危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図ります。

また、年間を通じて自動車および自転車の「前照灯早め点灯運動」、対向車や先行車がない状況における「ハイビーム切替え運動」を推進します。

- 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用等について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進します。

- 市民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、インターネット等を通じて事故データ等に関する情報の提供に努めます。

・市民の交通安全意識の高揚を図ることを目的に、高島市交通指導員による交通安全啓発を定期的実施します。

エ 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業および諸行事に対する支援ならびに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を推進します。

また、地域の実情に即して効果的かつ積極的に実施されるよう、交通安全運動等の機会に働きかけを行います。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間および民間団体相互間において定期的に連絡・協議を行い、交通安全に関する市民総ぐるみの交通安全活動の展開を図ります。

オ 市民の参加・協働の推進

交通安全は、市民の安全意識により支えられており、市民自らが交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要であることから、交通安全思想の普及徹底にあたっては、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に推進します。

(3) 道路交通秩序の維持

交通の指導取締りの強化等

(ア) 一般道路における効果的な指導取締りの強化等

一般道路においては、歩行者および自転車利用者の事故防止ならびに事故多発路線等における重大事故の防止に重点をおいた交通指導取締りを効果的に推進できるよう情報提供に努めます。

(イ) 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、妨害運転等の危険性・迷惑性の高い違反行為に対しての積極的な指導警告および飲酒運転、制動装置不良自転車運転等の悪質・危険な違反行為に対しての検挙措置を求めよう関係機関に働きかけます。

(4) 救助・救急活動の充実

救助・救急体制の整備

(ア) 救助体制の整備・拡充

交通事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の充実を図ります。

(イ) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実

交通事故等により多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、災害医療チーム(DMAT)、ドクターヘリ、防災ヘリコプターを効率的に活用するとともに、消防、警察等の関係機関と連携した救護訓練を実施するなど、救助・救急体制を推進します。

(ウ) 自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

現場に居合わせた人による応急手当の実施により、救命効果の向上が期待できることから、自動体外式除細動器(AED)の使用も含めた応急手当について、消防機関等が行う講習会等の普及啓発活動を推進します。

また、学校においては、止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当(AEDを含む)について指導の充実を図ります。

(5) 被害者支援の推進

ア 交通事故相談活動の推進

各種広報媒体を活用し、滋賀県立交通事故相談所の交通事故相談活動について広く市民に周知することで、交通事故当事者に対し、相談の機会を提供します。

イ 交通事故被害者の支援

公益財団法人おりづる会が交通遺児に行う経済的、精神的な援助事業等を支援します。また、自動車事故対策機構が行う交通遺児等に対する生活資金貸付け、交通遺児育成基金の行う交通遺児育成のための基金事業等について情報提供を行います。

ウ 自転車損害賠償保険等への加入義務の徹底

近年、自転車は、趣味やスポーツ、健康増進の目的として幅広く利用されるようになってきましたが、その一方で利用者のマナーの悪さが指摘されるなど、安全で適正な利用対策が喫緊の課題となっています。そのような中、自転車が加害者となる事故に関し高額な賠償額となるケースもあり、自転車利用者が自転車の運転中などに他人の生命または身体に損害を与えてしまったときに補填することができるように、保険または共済への加入義務の徹底を推進します。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通の安全についての対策

人や物を大量に、高速かつ定時に輸送できる鉄道は、市民生活に欠くことのできない交通手段ですが、ひとたび事故が発生すると、多数の死傷者を生じるおそれがあります。

市民が安心して安全に利用できる鉄道交通の実現のため、鉄道事故発生時における救助・救急活動を充実させます。

鉄道交通に関する救助・救急活動の充実

湖西線の重大事故等の発生に対して、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、JR西日本と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を推進します。